

### 御巡幸関係書簡

明治9年(1876)7月16～18日の天皇巡幸に関し、その前日、開拓使と内務省の担当者間での打合せの書簡。1通目は内務権少丞春名修徳から開拓使三等出仕杉浦誠あて。2通目は同春名から開拓使七等出仕柳田友卿あて。この巡幸では函館・七重において開拓使函館支庁、病院、学校、裁判所、七重勸業試験場、五稜郭を視察し、更に落部、山越内、長万部三村のアイヌを招いて、舞踏を観覧し、日程を終えた。その後、明治14年(1881)夏に再度北海道巡幸があり、小樽、札幌、室蘭、森、函館などを視察した。

### 解読文

①内務卿ヨリ巡覧カ所上申ニ付道筋図面入用其  
外ノ件  
杉浦様 春名

本日者別而御草  
臥之御事ト被察候、  
陳者本日巡覧之ケ所々々  
内務卿ヨリ上申相成候ニ付而ハ  
五稜郭御行抜  
等之義も有之候間、  
鹿絵図  
相添上呈相成候方可然候間、  
行在所ヨリ裁判所  
夫ヨリ桔梗村地内ニテ  
勸業附属綿羊舎  
御通輦ながら綿羊  
御覧、七重村、夫ヨリ  
還幸御途中何村ヨリ  
入込五稜郭、夫ヨリ何村ニ当リ  
甲ヨリ乙エノ距里ヲ記し候  
還幸ト申順次ニ繪  
図面御取調可被成  
候ハ、後刻迄ニ御廻し被下候様  
仕度、此段御依  
頼仕候也  
七月十五日

②鳳輦函館港上陸後臨幸予定等ノ件  
再伸 御管内風土  
記之類御調整之書も有之ニ付

拜借相叶間敷候也 相願申候  
昨夜出艦之雷電  
艦長へ托し上申相成候  
件々之拔萃  
函館港 御上陸  
大蔵省出張税関楼上ニテ  
暫ク 御休憩被為遊、而シテ  
行在所へ 御着輦  
御都合之上、更ニ御出門  
開拓使支庁へ  
臨御畢而病院、松蔭学校、  
会所学校 此両校於テハ生徒仮試験  
天覧、尤瞬間ニテ相済候事  
畢而  
行在所へ還幸

○  
開拓使所属之内雷電艦  
御用辨之為メ本日十四日附午後  
八時函館出艦為致候ニ付、御艦へ  
御馬車御乗馬  
御先着騎兵所用具宮内省  
御先用之御物積入十五日  
午前十時青森出艦  
之運ヒ相成様云々  
稲川艦ハ既ニ青森碇泊  
十六日午前七時同港  
御揚錨ニ先夕チ、帰  
函之筈ニ付、御用物積入  
御先着供奉之面々乗組等  
御都合次第同艦へ御下命

相成度

此両条杉浦誠申出至極

御都合之義二付、両艦とも

青森港出艦之時限二不

違様積の方、其筋々へ

御下達相成度云々

○

於当所用意 御馬車馬

并御供馬共無差支、且

近衛士官馬具騎兵

馬具共夫々持越相成様

云々

○

右之廉々為御参考

書按申上候間、御承知置

可被降候

○

於青森端書にて申上候

各県於テ差上候

景況書

八十才以上之者調

管内地図

一覽表

奇特之者賞典施行済云々

右者於御使も同様支庁

臨御之節、御上呈之事ト

被考申候、最早御調

相整候義トハ奉存候、為念一応

申上候、願クハ右御上呈

相成候分一ト通り下官迄

御送附被下候様仕度、右者

御巡幸之記六整頓之

都合も有之候間、乍御手数

此段深御依頼仕候、余ハ

拝眉ニ譲ル

十五日

柳田老雄

春名修徳

#### 明治九年御巡幸関係文書

『御巡幸書類』(A4/9 A4/10 A4/12)

『御巡幸之節奉呈諸表』(A4/11)

『大臣・参議巡檢書類』(簿書 1673 簿書 1674)

『開拓使公文録 函館支庁上申』(簿書 5844)

『開拓使公文録 函館往復』(簿書 5845)

#### 参考文献

北海道編『新北海道史 第三卷 通説二』

第五章 第二節 三 開拓使の官僚と政策のゆくえ 天皇の巡幸

北海道 昭和46年

佐藤勘三郎編『函館市誌』

第二章 第七節 第五 明治九年の御巡幸 函館日日新聞社 昭和10年

北海道庁編『明治天皇御巡幸記』 北海道庁 昭和5年